

庄内町新産業創造館オフィス利用者を募集します！

歴史的な建造物である余目駅前前の農業倉庫をオフィスとして整備し、情報通信業等の新しい事務系タイプの創業を支援し、雇用促進と若者の定住を促進するために整備する『庄内町新産業創造館』のオフィスの利用者を下記のとおり募集します。

条件等

◎施設の名称及び所在地

- 名称／庄内町新産業創造館
- 所在地／庄内町余目字沢田108番地1外

◎主な施設、設備の概要

敷地面積	2,925.78㎡
建物構造	木造一部2階建
建物規模	建築面積445.96㎡ 延床面積463.48㎡
建物構成	オフィス（2室）・共有スペース（エントランスホール・休憩ロビー・ロフト・トイレ・駐車場）
供給設備	電気・給排水・衛生・ガス
空調設備	床放射・パネル放射冷暖房設備等
その他設備	フリーアクセスフロア

◎募集施設の概要及び使用料

名称	面積	月額使用料
オフィス1	188.27㎡	290,000円
オフィス2	89.36㎡	138,000円

◎利用開始

平成20年3月1日～（予定）



◎利用対象者

日本標準産業分類（総務省平成14年3月改訂）に定める情報通信業に分類される業種で、新規に事業の展開を図ろうとする事業者または事業規模の拡大を図ろうとする事業者とします。

◎利用期間

5年以内とします。ただし、利用者の申請に基づき、町長が特に必要と認めるときは、これを更新することができます。

◎保証金

使用料の3ヶ月分に相当する額を、町長が指定する日までに納付していただきます。保証金は、明け渡しが行われた後に返還します。

◎利用者の費用負担

- ①オフィス及び共同で利用する施設の電気、ガス、水道及び下水道の使用料
- ②オフィスの電話及び情報通信網の利用に要する費用
- ③オフィスの蛍光灯等消耗品の交換費用及びガラス、壁、床が破損した場合の取替え等の構造上重要な部分の修繕費用
- ④特別な設備または改造に要する費用
- ⑤①～④に掲げるものの他、町長が必要と認める費用



◎提出書類

- ①利用許可申請書（様式第1号）、②事業計画書（様式第1号別紙）、③企業概要書（法人の場合）、④定款（法人の場合）、⑤法人登記簿謄本または住民票の写し、⑥直近3期分の決算書（3期に満たない場合はその全部または決算見込書、創業の場合は不要）、⑦国税及び地方税の納税証明書、⑧①～⑦に掲げるものの他、町長が必要と認める書類

◎募集期間

1月4日（金）～1月31日（木）までの午前8時30分から午後5時30分。（土・日・祝日は除く。）

◎選考と審査

庄内町振興審議会の意見を聴き、提出された事業計画等を総合的に審査し、入居の可否を決定します。

◎問合せ／産業課商工労働係 ☎④0138

災害時要援護者登録制度を始めます

町では、災害時要援護者登録台帳を整備し、要援護者が住みなれた地域で安心して生活できる環境を整備していきます。

■災害時要援護者とは？

必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなど、災害時の一連の行動に支援を要する方「災害時要援護者」（以下「要援護者」）といます。対象の範囲は次のとおりです。

災害時要援護者の範囲

対象範囲	
①	介護保険の要介護3以上の認定者 障害高齢者の日常生活自立度判定基準のBランク以上の者（前項の該当者を除く） 認知症高齢者の日常生活自立度判定基準のⅡランク以上となる者（前2項の該当者を除く）
②	一人暮らしの高齢者、高齢者のみの世帯（①の該当者を除く）
③	在宅の身体障害者（体幹・上下肢1～2級、視覚・聴覚1～2級）
④	在宅の知的障害者（療育手帳）
⑤	日本語に不慣れな在住外国人
⑥	その他援護を必要とする者

■要援護者台帳に登録を！

災害時要援護者登録台帳への登録は、災害が起こったときに町と地域の皆さんが協力して助け合うための第一歩です。要援護者の中には、プライバシーの問題や、周囲の方々に迷惑をかけたくないという思いから登録を迷われる方もいらっしゃるかもしれませんが、あなたの大切な命を守るため、また、あなたが災害に遭うことで悲しむ人を作らないためにも、災害時要援護者台帳への登録をお願いします。

1月10日（休）から随時受付します



8月26日町総合防災訓練の要支援者支援避難訓練

■要援護者登録制度とは？

災害時に家族などの援助が困難で、何らかの助けを希望する人の台帳を町が「災害時要援護者登録台帳」に登録します。台帳に登録された内容は、非常時に備えて内容を地域の人に開示することに同意することとします。

作成した台帳は、自治会長または自主防災組織の会長、民生委員等に開示し、普段から見守りと災害が発生した時の安否確認といった、要援護者の支援のために活用します。

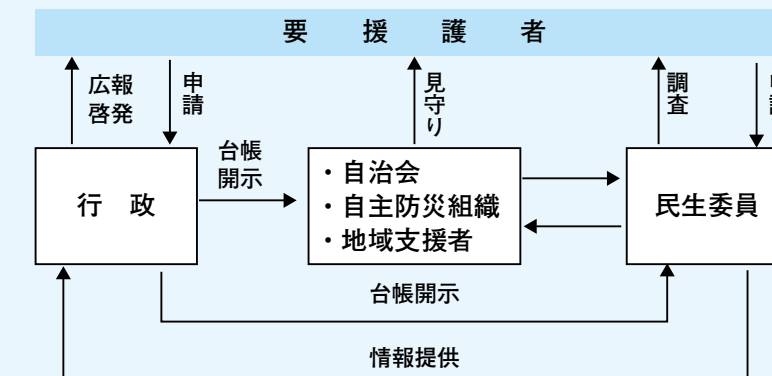
■登録方法は？

- 本人の希望による申請を原則とします。申請同意書は、余目保健センター、立川支所保健福祉課窓口にあります。要援護者は必要な情報を記入し、申請同意書が配備されている窓口に記名捺印し、申請して下さい。
- 寝たきりや高齢者等については申請方式を基本としますが、要請があれば町または民生委員が申請のお手伝いをします。

■個人情報の保護は？

申請内容に含まれる個人情報は町が台帳として管理し、自治会長または自主防災組織の会長、民生委員や支援者に情報提供します。要援護者の支援以外の目的には使用しません。

災害時要援護者登録制度の流れ



問合せ

- 高齢者担当／保健福祉課介護保険係 ☎④0150・0151
- 障害者担当／保健福祉課福祉係 ☎④0146・0149
- 外国人担当／情報発信課交流推進係 ☎④0162・0228

道路の除雪作業にご協力下さい

次の10か条を守り、みんなで助け合って冬を快適に乗り越えましょう。

1. 除雪車にあつたら道を譲りましょう。
2. 道路にはみ出した枝や植木・看板等は撤去しましょう。
3. 除雪の妨げになる路上駐車は絶対にやめましょう。
4. 危険！作業中は除雪車に近寄らないようにしましょう。
5. 雪捨てで側溝のふたを外したら、作業後は必ずしめましょう。
6. 消火栓・ゴミステーションの前の除雪は町内で協力して行いましょう。
7. 除雪車通過後の雪の後片付けは、お互い協力して行いましょう。
8. 道路への雪の排出はやめましょう。(消雪道路も)
9. 老人家庭・母子家庭など除雪に困っている方には、近所で協力しましょう。
10. 屋根の雪や、通学路・道路に面したつらは早目にとりましょう。

- 問合せ／余目地区 建設課管理第一係 ☎④0176 ※休日及び夜間は ☎④2211
- 立川地区 建設課管理第二係 ☎⑤2213 ※休日及び夜間は ☎⑤2211
- ※県道関連は、庄内総合支庁道路計画課 ☎0235⑥2111へ

除雪の要請は行政区長を通して

～ご協力をお願いします～

除雪は、幹線町道や集落間の連絡道など、除雪計画を立てて行っています。除雪計画路線以外の集落内小路の除雪にご協力下さい。

特に大雪の場合、集落内の除雪に関して、個人から要請をされることがありますが、大変混乱しますので、行政区長(自治会長)を通して連絡要請下さるようお願いいたします。

よくあるお問合せと、答えの一例です。

- Q. 家の前になぜ置く？
A. 雪が多く置く場所がないので他の家にも同じように置いています。
- Q. 時間が遅い！
A. 雪が多いときは幹線を優先しているため間に合わないこともあります。
- Q. 走っているだけで雪をどけていかない！
A. 他の地区への応援と移動の場合があります。

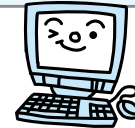
事業用資産(償却資産)をお持ちの方へ 申告書の提出について(お願い)

平成20年1月1日現在で事業用の「償却資産(耐用年数が経過した資産を含む)」をお持ちの方は、固定資産税の対象となりますので下記の期限までに申告書の提出をお願いします。

なお、不明な点や資産をお持ちで申告書の届かない方、申告後に訂正等がある場合は早急にご連絡下さい。

- 対象となる方／会社や個人で農業、商・工業、建築業などの事業を営む方
- 提出期限／1月21日(月)
- 提出・問合せ／税務町民課資産税係 ☎④0141

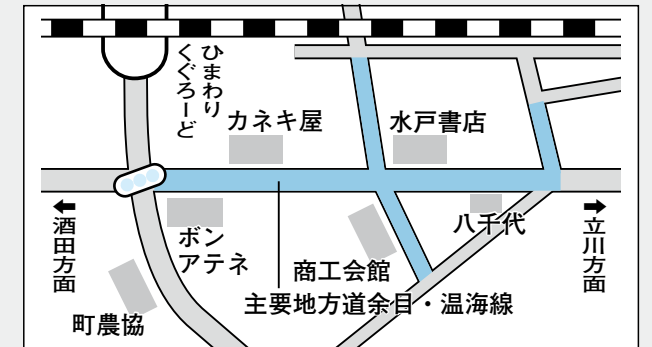
償却資産とは・・・
機械、看板・駐車場、厨房設備、事務機器、農機具、工具など



消防出初式に伴う交通規制

消防出初式に伴い、全面通行止めになります。ご協力をお願いします。

- 日時／1月6日(日)午前10時30分～正午
- 場所／案内図の 区間
- 問合せ／総務課防災交通係 ☎⑤3395



森森野外活動講座 参加者募集のお知らせ

雪三昧 スノーキャンプ

- 日時／2月2日(土)午前10時～3日(日)午前10時
- 場所／「森森」(バスにて現地まで行きます。)
- 内容／かんじきハイキング・灯ろう作り・野外炊飯・ルーフウォーク
- 対象／中学生以上の方 ● 定員／10名(先着順)
- 持ち物／着替え・タオル・洗面用具・スコップ・スキーポール・昼食等 ※スキーポールはあれば楽です。
- 参加費／1,000円(食料費2食分・ガス代・交流会費等)
- 申込・問合せ／1月4日(金)～25日(金)の期間中、社会教育課社会教育係(立川庁舎内) ☎⑤3321へ
- ※詳しい内容は、各地区公民館にあるチラシをご覧ください。お問い合せ下さい。

庄内町選挙管理委員会 新委員長が決定しました

これまで委員長としてご活躍いただきました齋藤健氏の退任に伴い、12月2日開催の選挙管理委員会における選挙により、委員長に就任いたしました。



庄内町選挙管理委員会
委員長 齋藤 満
(本町)

なお、委員の欠員に伴い、梅木毅氏(家根合)が新たに選挙管理委員会委員に就任いたしました。

- 問合せ／庄内町選挙管理委員会 ☎④0125

パソコン講習のお知らせ

～基礎講習～

- 内容／パソコンの基本・マウス操作(フリーソフト水彩画使用)・キーボード操作(タイピングソフト使用)・文字入力など。
- 日時／
午前 1月17日(木)・18日(金)・23日(水)・25日(金)
午前9時30分～午前11時30分(全4回8時間)
夜間 1月15日(火)・16日(水)・21日(月)・22日(火)
午後7時～午後9時(全4回8時間)
- 対象／初心者の方(高校生以上)
- 定員／各30名(先着順)
- 受講料／無料
(テキストは購入になります。自己負担1,000円)

～Word入門講習～

- 内容／Word基礎・文字の入力・文書の作成(案内状・写真入文書)など
- 日時／
午前 1月31日(木)・2月1日(金)・7日(木)・8日(金)
午前9時30分～正午(全4回10時間)
夜間 1月28日(月)・29日(火)・30日(水)・2月5日(火)・6日(水)
午後7時～午後9時(全5回10時間の講習)
- 対象／基礎講習を終了した方またはマウス操作・文字入力のできる方(高校生以上)
- 定員／各30名(先着順)
- 参加料／1,000円(その他テキスト代1,000円)

- 場所／余目第三公民館 ● 持ち物／筆記用具 ● 申込・問合せ／1月4日(金)より、余目第三公民館 ☎④0317へ

平成20年度庄内町臨時職員・パートタイム職員登録者募集

平成20年度の臨時職員・パートタイム職員の採用について、以下のとおり登録者を募集いたします。

- 登録募集職種／(区分：臨…臨時職員、パ…パートタイム職員)

番号	区分	職 種	勤務時間	就業場所	資格等 ◎必須 ○お持ちであれば尚可 ○パソコン操作	備考
1	臨	事務補助	8時間	役場内		
2	臨	保育補助	8時間	町内各保育園	○保育士資格 ○調理師免許	
3	臨	学童保育補助	8時間(不定期)			
4	パ	学童保育補助	6時間以内			
5	パ	保育補助	6時間以内			
6	臨	調理補助	8時間			
7	パ	調理補助	6時間以内			
8	パ	幼稚園事務補助	午前中4時間	町内各幼稚園	○保育士資格 ○幼稚園教諭免許	
9	パ	幼稚園教諭補助	6時間			
10	臨	幼稚園教諭	8時間			
11	パ	預かり保育補助	早朝2時間			
12			夕方2時間			
13			土曜6時間			
14			5時間14:00-19:00			
15	臨	臨時業務員	8時間	各学校・調理場施設	◎運転免許 ○パソコン操作 ◎教員免許 ○調理師免許 ○調理師免許 ○パソコン操作 ◎教員免許	
16	臨	学校事務補助	8時間			
17	臨	中学校講師	8時間			
18	臨	調理補助	8時間			
19	パ	調理補助	6時間			
20	パ	学校事務補助	6時間以内			
21	パ	小学校講師	6時間			
31	パ	事務補助	6時間	役場内	○パソコン操作 電話応対	障害者枠

- 応募要件／(1)年齢・性別・住所不問。ただし、通勤可能な方。
(2)職種によっては資格を要するものがあります。詳細については登録募集職種の資格等をご覧ください。
- 申込方法／登録申込書等を、総務課職員係、立川支所新町調整課、清川出張所または立谷沢出張所へ提出して下さい。登録申込書は上記の提出先に準備してあります。(土、日、祝日を除きます。)
- 申込受付／平成20年4月1日採用予定者の登録申込締切は1月31日(木)まで。
締切日以降についても随時申込を受け付けます。
- 問合せ／総務課職員係 ☎④0128